

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みづくりについて

子ども・若者をめぐる現状

- 情報化社会の進展により、子ども・若者が知識を得たり、多様な価値観に触れる機会が増加したりする一方で、子ども・若者が被害者となったり、人間関係に悪影響が及ぶ等の新たな課題が生まれており、子ども・若者をめぐる環境が悪化
- 雇用環境の変化により、非正規労働者が増大し、ニート、ひきこもり等の問題は深刻化
- 経済格差の拡大と固定化により、貧困や虐待等の困難な状況にある子ども・若者が増加
- 家庭や地域における養育力の低下が指摘されており、様々な主体が連携しながら、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる必要性が上昇

法律

- **子ども・若者育成支援推進法(平成22年施行)内閣府**
困難を有する子ども・若者(ひきこもり、非行、不登校、発達障がい等)を支援するためのネットワーク整備
- **子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。**
- **生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)厚生労働省**
生活困窮者に対し、自立相談支援や住居確保給付金の支給、就労準備支援等、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

子ども・若者育成支援推進法について(平成22年4月施行)

<背景>

- ①児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境の悪化
 - ②ニートやひきこもり、不登校、発達障がいなど、子ども・若者の抱える問題の深刻化
 - ③従来の個別分野における縦割りの対応での限界
- 複雑多岐にわたる問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援が必要 ⇒平成21年、同法が制定

<法の趣旨・目的>

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

<支援対象者>

- 困難を有する子ども・若者(概ね30歳代までのひきこもり、非行、ニート、不登校、発達障がい等)

【子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という)の設置】(法第19条第1項)

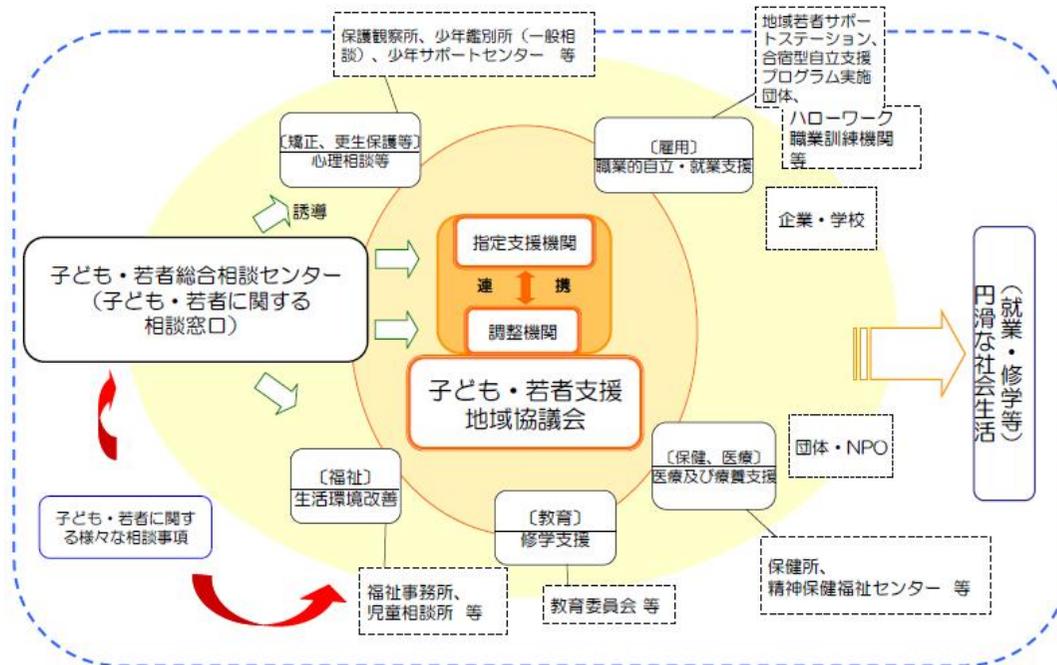
法は、地方公共団体に対し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成される同協議会を置くよう求めている。(共同設置も可能)

【協議会の役割】 支援内容の協議、情報の交換、連絡調整

【協議会の設置状況】 平成28年7月末現在の設置率(内閣府資料より)

全体5%(88/1808)、都道府県68.1%(31/47)、政令市65%(13/20)、市区町村2.5%(44/1741)

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク(イメージ)



	全国	大阪府
ひきこもり青少年 (H27内閣府調査による推計)	約54万人	約4万人
ニート	約56万人(H26)	約4万3千人(H24)
若年層就業率 (15～34歳)	62.2%(H26)	61.1%(H26)
完全失業率 (15歳～24歳)	6.9%(H25)	6.9%(H25)
【参考】 同上(全年齢)	4.0%(H25)	4.8%(H25)
高校不登校生徒数	53,154人(H26)	7,415人(H26) ※全国ワースト
高校不登校率 (千人当たり)	全国平均15.9人(H26)	31.3人(H26) ※全国ワースト
高校中退生徒数	53,403人(H26)	5,593人(H26) ※全国ワースト
高校中退率	全国平均1.5%(H26)	2.2%(H26) ※全国ワースト
子どもの貧困率	16.3%(H24) *H24の貧困線:年収122万円	—
就学援助率(小中)	15.42%(H25)	25.21%(H25) ※全国ワースト2
児童虐待 相談対応件数	88,931件(H26)	7,874件(H26) ※全国ワースト

大阪府青少年課における取組状況

<大阪府青少年課のこれまでの取組>

広域自治体として、各市町村の支援体制をサポートするとともに、地域支援ネットワークの構築を促進する等の環境整備を図る。

1. 推進体制の確立

○大阪府子ども・若者支援地域協議会(庁内会議)の設置

従前のひきこもりサポーター連絡会(H17.6設置)の支援対象をひきこもりに限定せず、子若法による法定協議会としてH27年6月に改編設置(教育庁、福祉部、人権局、健康医療部、商工労働部、警察)

○市町村担当者連絡会議

市町村が実施する支援の調整、研修、情報提供

2. 支援体制の構築

○子ども・若者自立支援センター登録制度

困難を有する青少年の支援を適正かつ継続的に実施できる民間支援団体を登録して公表。
若者やその家族が安心して支援を受けることができ、市町村が安心して協働することができる。
(7団体、10センター)

3. 研修システムの確立

○ひきこもりサポーター養成研修事業

実際の支援にあたる民間支援団体や市町村職員等を対象に資質の向上を図る研修を実施

4. 困難を有する青少年を発見・誘導する仕組みづくり

○民生・児童委員を対象とした研修を実施

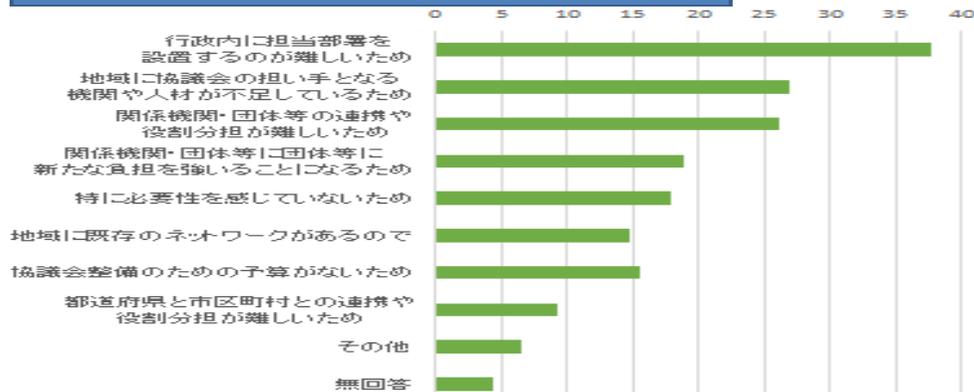
5. ボランティア制度の構築(ボランティア派遣事業)

○ボランティアの募集、登録、研修を行い、コーディネートの上、青少年支援の現場に派遣

課題

- 広域自治体である府は、ニーズの把握(困難を有する子ども・若者の所在確認)や長期の支援に限界が生じる。
- 相談者に寄り添った支援をするためには、相談者に近い市町村での支援体制が必要だが、市町村における子ども・若者支援地域協議会(地域支援ネットワーク)の設置がなかなか進まない。
府内における協議会設置市:堺市、豊中市、茨木市

協議会設置が困難な事情(指定都市・市区町村1016か所)内閣府資料より



今後の方向性(市町村における協議会の設置促進)

<今後の方向性>

市町村に協議会(地域支援ネットワーク)を設置してもらうため、複数のモデル案を策定し、実践しながら支援マニュアルの作成を目指す。

1年目
(H28年度)

協議会モデル案の策定

- 府内外の先進事例をもとに、府内市町村が実施可能な協議会のモデル案を地域の実情に応じて、複数パターン策定
 - ・設置意思のある市町村と協働で、人口規模や地域性、支援資源、既存ネットワークの活用等を踏まえてモデル案を策定
 - ・適宜、民間支援団体の意見も聴取しながら策定
 ※豊中市、堺市、茨木市は協議会を設置済み
- 近隣市町村との連携のあり方を検討
(複数市域にまたがる支援、相談者の転出・転入)

2年目
(H29年度)

モデル案を試行、「協議会設置・青少年支援マニュアル」の作成

- 幾つかの市町村でモデル案を実践しながら、ブラッシュアップ
 - ・定期的に情報共有の会議を開催し、課題の洗い出し等を行う。先行市や府は助言や支援機関へのつなぎ等を行う。
- 困難を有する子ども・若者の実態把握のため、民生・児童委員等に対するアンケートの実施
- 他の市域でも協議会を設置できるようマニュアルを作成
 - ・近隣市町村との連携のあり方も盛り込む

3年目
(H30年度)・地域の実情に応じた協議会の設置
・「協議会設置・青少年支援マニュアル」の普及

- いくつかの市町村で試行したモデル案をブラッシュアップして地域事情に応じた協議会を設置。
- 府は市町村間の広域的な連携体制の構築支援など、環境整備を促進。
- 「協議会設置・青少年支援マニュアル」を府内全市町村に配布し、他の市域でも協議会の設置促進を図る。

【大阪府が設置する協議会と市町村が設置する協議会との役割分担(案)】

住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、府はそのバックアップをする。

